

諮問庁：特許庁長官

諮問日：令和2年2月19日（令和2年（行情）諮問第79号）

答申日：令和2年9月24日（令和2年度（行情）答申第265号）

事件名：特定課室が作成したデータモデルに関する文書の開示決定に関する件  
（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙2に掲げる文書1ないし文書4（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年3月18日付け20190218特許31により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すとともに更なる開示をすべきである旨の決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

本件対象文書では不十分である。例えば、会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・議会における想定問答集・検討書・報告書・ベンダーとの契約書・入札や調達に関する文書等も開示してもらいたい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 諮問の概要

- (1) 審査請求人は、平成31年2月12日付けで法3条の規定に基づき、処分庁に対し、別紙1に掲げる文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同月18日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書について開示とする決定（原処分）を平成31年3月18日付けで行った。
- (3) これに対して、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づき、令和元年6月20日付けで、処分庁に対して、原処分を取り消し、更なる文書の開示を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、諮問庁は同月25日付けでこれを受理した。
- (4) 本件審査請求を受け、諮問庁は、原処分の妥当性につき改めて慎重に

精査したが、本件審査請求については理由がないと認められるので、諮問庁による決定で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

## 2 原処分における処分庁の決定及びその理由

本件開示請求に対し処分庁は、データモデルに関する文書として、本件対象文書を対象とする開示決定を行った。

## 3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、審査請求書の理由を記載せず提出した本件審査請求の後、令和元年8月13日差し出しで提出した補正書において、「開示資料は不十分である。例えば、会議議事録・会議開催年月日、出席者名簿・提出書類・議会における想定問答集・検討書・報告書・ベンダーとの契約書・入札や調達に関する文書等も開示してもらいたい」旨主張する。

この主張に対し、念のため、担当部署の書架・書庫等の調査を改めて行ったが、本件対象文書以外の行政文書は確認できなかった。

その他、本件において、審査請求人が例示により存在すると推認する例示文書が作成・取得された事情や状況はうかがえない。

## 4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がなく、原処分は適法かつ妥当であると考えられることから、本件審査請求は棄却することとしたい。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年2月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月7日 審議
- ④ 同月18日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙2に掲げる文書である。

審査請求人は、文書の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 特許庁は、工業所有権に関する将来的な情報システム設計開発（以下「システム設計開発」という。）に備え、システム設計開発を行う事業者との間で共通認識を形成するために、平成24年度ないし平成26年度に特許庁職員が主体となり、特許庁業務を行う上で必要な、

出願受付から登録に至るまでのデータを可視化する作業を行い、概念データモデルを作成した。本件請求文書にいうデータモデルとは、当該概念データモデルを指すものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 概念データモデルを作成するに当たり、特許庁システム全体の運用管理のために調達・契約しているシステムインテグレーションベンダー（以下「ベンダー」という。）からサポートを受けたが、特許庁とベンダーは当該システム全体の運用管理に係る役務契約を締結しているのであって、当該役務は概念データモデルを作成するために調達したのではないことから、審査請求人が追加特定を求める、概念データモデルの作成に係るベンダーとの契約書又は入札や調達に係る文書は作成も取得もしていない。

また、概念データモデルを作成するために、特許庁の当該モデルの作成担当者とベンダーとの間で確認作業を行ったが、当該確認作業は政策的な意思決定過程にまでは至らない意見交換にすぎず、審査請求人が追加特定を求める議事録等は作成していない。

ウ 本件開示請求を受けて、特許庁内で工業所有権に関する情報システムの整備及び管理に関すること等を所管する担当部署の、本件対象文書がつづられている行政文書ファイルが登録されている平成28年度の行政文書ファイル管理簿に加えて、概念データモデル作成作業を行った平成24年度ないし平成26年度に作成された文書がつづられている平成24年度ないし平成27年度の行政文書ファイル管理簿を確認したが、本件対象文書がつづられている行政文書ファイルの外に本件請求文書に該当する文書がつづられている可能性があると考えられる行政文書ファイルの登録は確認できなかった。

また、本件対象文書がつづられている行政文書ファイルにも、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

本件審査請求を受けて、念のため、担当部署において、本件対象文書がつづられている行政文書ファイル及び書架・書庫等の探索を再度行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 概念データモデルに係る上記(1)アの諮問庁の説明に鑑みれば、審査請求人が追加特定を求めるデータモデルに関する会議の議事録やベンダーとの契約及び調達等に係る文書は作成も取得もしていないなどとする上記(1)イ及びウの諮問庁の説明は特段不自然、不合理とはいえず、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、特許庁において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、特許庁において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

## 別紙 1

### 本件請求文書

「特定年月日発行の特定雑誌特定頁に「業務部門が業務プロセスの可視化を進める中、システム刷新の実務を担う情報システム室は、システム設計の根幹といえるデータモデルを作成」旨の文章があるが、このなかのデータモデルに関する文書（例えば、会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・議会における想定問答集・検討書・報告書・ベンダーとの契約書・入札や調達に関する文書等）。」

## 別紙 2

### 本件対象文書

- 文書 1 概念データモデル
- 文書 2 概念データモデル説明資料
- 文書 3 エンティティ一覧
- 文書 4 アトリビュート一覧